自　認　書

様式２

　独立行政法人自動車技術総合機構

　　　　　OBD情報・技術センター長　殿

　今般、特定DTC照会アプリの利用申請を行う当施設は、自動車特定整備事業者には該当しませんが、「特定DTC照会アプリ利用要領」で定める下記の施設に該当することを自認します。

　また、これに該当しなくなった場合には、特定DTC照会アプリの利用をやめ、速やかにOBD検査システムの利用停止申請を行います。

記

※該当することを確認し、チェックをしてください。

１．特定DTC照会アプリを使用する施設

　□　以下のいずれかの施設である。

・自動車整備振興会が所有する施設

・自動車特定整備事業者を主たる組合員とする中小企業団体の組織に関する法律

（昭和32年法律第185号）第6条第1項の商工組合が自ら保有する施設

・自動車特定整備事業者を主たる組合員とする中小企業等協同組合法（昭和24年

法律第181号）第3条の中小企業等協同組合が保有する施設

　□　自動車検査用機械器具を備えている。

２．特定DTC照会アプリの使用方法

　□　自動車特定整備事業者が点検整備を行った車両に限り、特定DTC照会アプリを使用する。

　□　施設内に限り、特定DTCアプリを使用する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　　年　　　月　　　日

組合等の名称　　：

利用施設の名称　：

利用施設の所在地：

管理責任者の氏名：